

2026年4月10日 全11頁

# 遺言のデジタル化に向けた検討

「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」における、遺言の手続きの見直しについて

金融調査部 研究員 杉浦 花音

## [要約]

- 2026年1月20日、法制審議会民法（遺言関係）部会第17回において、「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」（要綱案）が取りまとめられた。デジタル技術を活用した新たな方式の遺言のほか、既存の方式の遺言についても、押印要件を廃止するなど、遺言の作成に関わる規律を中心とした改正が提案されている。
- 新たな遺言の方式として提案された「保管証書遺言」は、遺言書を法務局で保管することが義務付けられる代わりに、デジタル機器を用いて遺言の全文を作成することを認める制度である。また、遺言書の保管の申請に関しても、一定の場合にはウェブ会議を用いて、自宅に居ながら手続きができることとされる。
- 限られた状況で作成が認められる「特別の方式」の遺言のうち、死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言についても、デジタル技術を活用した新たな方式が提案された。録音・録画が、従来の方式における証人の記憶や叙述による証拠と同等の価値があるものとされ、口頭で遺言をする状況を録音・録画し、スマートフォンなどで特定の者に送信する方法による遺言の作成が認められることとなる。
- 遺言書を電磁的記録によって作成できる諸外国の制度としては、米国やカナダの一部の州で法制化されている「電子遺言制度」が挙げられる。日本の保管証書遺言とは、電磁的記録によって遺言を作成・保存するという点で共通するものの、それぞれ基となった遺言の方式が異なるため、両者は概念の基礎が異なると考えられる。
- また、録音・録画を用いた遺言の作成は、韓国と中国では法制化されている。偽造の恐れがあることから、要綱案では、死亡危急時など限定的な場面での利用を認めるにとどめている。

## はじめに

### 遺言制度改正の意義

本稿では、2026年1月20日開催の法制審議会民法（遺言関係）部会第17回で取りまとめられた「[民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案](#)」（要綱案）に基づき、新しく設けられる保管証書遺言制度を中心に、遺言制度改正の内容や方針について解説する。

相続は、「法定相続」と「遺言相続」の二つに大分できる。遺言者は生前に遺言を作成しておくことで、法定相続のルールに優先して、自らの意思を相続に反映させることができる。

近年、遺言者の遺産の構成や家族の在り方が変化するにつれて、遺言の重要性は増していると考えられる。法務省の調査<sup>1</sup>によると、遺言制度の利用実態として、60歳代以降、特に70歳代から80歳代が多いが、比較的低い年齢層であっても、企業経営者等がリスク管理のために遺言をする場合があるとされている。

しかし、現状では、必要性を感じていたとしても、実際に遺言を作成する人は多いとはいえないようである。30歳以上の遺言制度の潜在的利用者のうち、遺言を作成した経験のある人の割合は13.0%にとどまっており、遺言の作成経験がない人の方が圧倒的に多い<sup>2</sup>。

遺言制度に関係する大きな民法改正が最後に行われたのは2018年だが、その際には遺産分割に関する規定が見直されており、遺言の基本的な枠組みに関する変更は、明治民法の規定以降、行われていないに等しい。次項では、既存の遺言制度についてどのような制約があるのかを説明していく。

## 遺言制度見直しの背景

### 現行制度が抱える実務上の制約

日本の現行の遺言制度は、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つの方式を「普通の方式」の遺言として認めている。これらの手続きと特徴を図表1にまとめた。

なお、「普通の方式」によって遺言を作成できない事情があるとき、「特別の方式」として、危急時遺言と隔絶地遺言が利用できる場合がある。危急時遺言については、遺言者に死亡の危急が迫っており、遺言を執筆することが難しい状況にあることが多いことから、例外的に口授又は口頭方式の遺言が認められている。

<sup>1</sup> 法務省「[遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書](#)」（2023年12月）p.209以降を参照。

<sup>2</sup> 同上p.217以降「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」（2023年11月実施）を参照。なお、三菱UFJ信託銀行「[『日本人の相続観と相続リテラシー』～相続に関する意識調査より～](#)」では、遺言を必要だと思う人は42.9%であったのに対し、遺言を作成済み、あるいは作成中と回答した人は全体の6.6%に留まる。

図表 1 現行の「普通的方式」の遺言の種類

	主な要件	特徴
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録を除き、遺言の全文、日付、氏名を自筆し、押印する</li> <li>・遺言書の保管は自身又は自筆証書遺言書保管制度の利用（3,900円）によって行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全文自筆のため、内容や形式で無効になる可能性がある</li> <li>・原則、家庭裁判所に検認<sup>(注1)</sup>の申立が必要</li> </ul>
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証人が作成、原本を公証役場で保管</li> <li>・利害関係のない2人以上の証人が立会い、署名、押印する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言が無効になる可能性が低い</li> <li>・遺言書が偽造や破棄、隠匿される可能性が低い</li> <li>・財産の額に応じて費用が発生するが、一部逆進性がある<sup>(注2)</sup></li> </ul>
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・署名押印した遺言書を封じ、2人以上の証人の前で公証人に提出する</li> <li>・遺言者、公証人、証人が封紙に署名、押印する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自筆以外の方法による作成も可能</li> <li>・作成件数は少数</li> <li>・遺言書及び封紙は遺言者が保管するため、検認の申立が必要</li> </ul>

(注1) 自筆証書遺言又は秘密証書遺言を発見した相続人及び保管者は、遺言者の出生時から死亡時までの戸籍謄本を添えて家庭裁判所に遺言書を提出し、検認を請求しなければならない。検認は、家庭裁判所が遺言書の状態を確認したうえで、利害関係人にその存在を確知させることで行われる。なお、自筆証書遺言書保管制度を利用した場合、検認は不要。

(注2) 例えば、財産が1億円で相続人が配偶者のみの場合よりも、財産が5,000万円で相続人が2名いる場合の方が作成手数料は高くなる。

(出所) 商事法務研究会「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会」第1回（2023年10月5日）[研究会資料1](#)、信託協会「やさしい信託のはなし - 相続・遺言と信託」（2025年6月）などより大和総研作成

商事法務研究会によって行われた「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」（2023年11月実施）では、現行の「普通的方式」の遺言についての意見がいくつか示されている。自筆証書遺言について、遺言の内容を全文、手書きでしなければならないことを知らなかった人のうち、手書きが必要であることを理由に作成をためらうと答えた人の割合は47.7%<sup>3</sup>に上った。また、公正証書遺言については、公正証書遺言の作成経験がある人のうち、公正証書遺言の作成費用の高さを指摘した人の割合は42.9%<sup>4</sup>に上った。

以上のことから、現行の遺言制度は、遺言利用の可能性のある人々にとって、費用や手間が重いと受け止められている可能性がある。

## 遺言の要件の意義

各方式の遺言に、ある程度重厚な手続き的要件が求められているのは、作成される遺言書に対して、遺言者の真正性、真意性、熟慮性の3点を担保するためだと考えられている。

自筆証書遺言における「自筆」の要件が、この3点をいかに担保するか、図表2でまとめた。

<sup>3</sup> 前掲脚注1 文書 p. 222 「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」（2023年11月実施）Q.6

<sup>4</sup> 同上、p. 220 「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」（2023年11月実施）Q.3

図表 2 遺言に求められる三つの性質と、自筆証書遺言の要件がいかんそれを担保するか

性質	自筆との関係	担保される内容
真正性	筆跡の一致	その遺言が、本人によって作成されたこと →他人による偽造・変造がされていないこと
真意性	全文の自筆	その遺言が、詐欺や錯誤等によって作成されたものではなく、遺言者の意思表示に瑕疵がないこと →遺言の内容を実現させることで、遺言者の意思を反映した相続が行われること
熟慮性	全文の自筆	その遺言が、遺言者によって慎重に考慮されたうえで作成されたものであること →遺言が軽率に作成されたものではないと、相続人が納得できること

(出所) 商事法務研究会「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」(2024年3月)より大和総研作成

自筆証書遺言で、遺言者による自筆及び押印が要求されてきたのは、伝統的な日本の法意識によるものとされている。すなわち、日本では、重要な文書は作成者が署名したうえで、その署名の下に押印することによって文書の作成を完結させるという民間の商慣行が一般に定着しており、ゆえに「自筆」と「押印」がされた遺言は、真正性、真意性、熟慮性が担保されていると考えられてきたということだ。

しかし、現行制度の下で、認印による押印が認められていること、さらに、既存の筆跡鑑定の技術レベルでは加齢や執筆時の状況による筆跡の変化に応じた判定をすることが難しいことなどを踏まえると、「自筆」と「押印」の要件を形式的に満たした遺言書が、デジタル技術を用いて作成された遺言書よりも信用できるとは限らないといえるだろう。

本審議会では、デジタル技術を用いて遺言を作成する場合、どのような要件を設ければ遺言者の真正性、真意性、熟慮性が担保されるか、といった観点から、具体的な要件の検討が進められた。

## 見直しの内容

### デジタル遺言の導入と制度設計の方向性

図表 3 民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案における主な変更点

①保管証書遺言制度の創設	保管制度の利用を義務付けることにより、デジタルな手段のみを用いても、有効な遺言書を作成できるようになる。
②遺言の押印要件の廃止	自筆証書遺言、秘密証書遺言、「特別の方式」の遺言において、遺言者及び証人の押印が不要になる。
③「特別の方式」の遺言におけるデジタル技術の活用	死亡危急時遺言や船舶遭難者遺言を作成する際に、デジタル技術を活用することができるようになる。
④「特別の方式」の遺言の対象拡大	天災などによって死亡の危急が迫った者についても、「特別の方式」の遺言である船舶遭難者遺言と同様、口頭で遺言をすることができるようになる。

(出所) 法制審議会民法（遺言関係）部会「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」(2026年1月20日)より大和総研作成

図表 3 は、要綱案で提案された遺言制度全体に関する主な変更点をまとめたものである。このうち、①については後述するため、それ以外の項目について以下で簡単に説明する。

②は、自筆証書遺言、秘密証書遺言、「特別の方式」の遺言の作成にあたり、押印を求めるとする要件を廃止する旨の変更である。自筆証書遺言に関しては、自筆以外での作成が認められている財産目録の毎葉にする押印についても廃止される。

③は、死亡危急時遺言と船舶遭難者遺言についてデジタル技術を活用した作成の方法を認めるものである。通常、2人以上（死亡危急時遺言については3人以上）の証人を要件としているこれらの遺言が、録音及び録画を同時に行う方法を用いた場合、最低限必要な証人の人数が1人<sup>5</sup>になる。なお、その際、いわゆるウェブ会議（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）による立会いができることとされた。

また、証人の立会いがなくても、口頭で遺言をする状況をビデオなどの録音及び録画を同時に行う方法によって記録し、その記録をスマートフォンやPCなどのいわゆる電子計算機を用いて特定の者に送信する<sup>6</sup>ことによっても、船舶遭難者遺言が作成できるとされた。これにより、「特別の方式」の遺言について、証人も保管も要しない方法が認められることになる。

④は、天災、暴動、戦乱など避けることのできない事変によって緊急・極限の状況に置かれた際には、遺言者の最終意思を尊重する要請が高いとして「特別の方式」の遺言の作成を認めるものである。なお、要綱案では「天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者」と表記されている。ここでいう「急迫の危難」は天災等の事変から生じていけばよく、遺言者の生命や身体に対する危難である必要はないと考えられている<sup>7</sup>。

## 保管証書遺言とは何か

要綱案では、自ら遺言を作成する場合に自筆や押印を必要としない制度として、保管証書遺言制度の創設が提案された。これにより、デジタル機器を用いて遺言の全文を執筆した場合でも、要件を満たせばその遺言は有効になる。

保管証書遺言制度の主な要件について、図表 4 に整理した。

<sup>5</sup> 録音・録画を用いてもなお証人1人の立会いを要するのは、ウェブ又は同じ空間で遺言がされる場面に立ち会うことそれ自体を求めているためと考えられる。（法務省「法制審議会民法（遺言関係）部会第14回会議」（2025年11月18日）[議事録](#) p. 37 齊藤幹事発言より）

<sup>6</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会第16回会議（2025年12月26日）[議事録](#) p. 13によると、遺言をメールやLINE等によって送信する場合を想定していると考えられる。また p. 20によると、原則、特定の相手に正確に届くことをもって「送信された」とするが、それと同視し得る場面がある可能性も否定はされていない。

<sup>7</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会第15回会議（2025年12月9日）[部会資料](#) p. 17より

図表 4 保管証書遺言の主たる要件

①署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁的記録に記録する場合には、電子署名が必要となる。<sup>(注1)</sup></li> <li>・遺言者が書面に署名することができない場合<sup>(注2)</sup>、遺言に氏名を記載したうえで、その旨を遺言書保管官が遺言書保管ファイルに記録する。</li> </ul>
②本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法務局への保管申請の際、）マイナンバーカード等、顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供が求められる。</li> <li>・原則、法務局への出頭が求められる。ただし、申請人の申出が認められた場合にはウェブ会議によることが認められる。</li> </ul>
③全文の口述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法務局への保管申請の際、）遺言の全文の口述が求められる。<sup>(注3)</sup></li> <li>・財産目録は口述の対象外。</li> <li>・②と同様、申出が認められた場合にはウェブ会議によることが認められる。</li> </ul>

(注1) 電子署名及び認証業務に関する法律2条1項に規定する電子署名を指す。

(注2) 身体的な制約により署名を自筆できない人が、書面による保管証書遺言を希望する場合の救済措置と考えられる。

(注3) 身体的な制約によって口述ができない者と外国語によって保管証書遺言書を作成した者については、特則が置かれている。いずれも、通訳人の通訳による申述などが必要。

(出所) 法制審議会民法（遺言関係）部会「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」（2026年1月20日）より大和総研作成

電子署名とは、電子文書の改ざん検知を可能にする技術として、従来の手書きによる署名や押印に代わる、技術的な証明措置である。いつ誰が署名したのかが分かるだけでなく、ファイルが改変されていないことも検証できる。ただし、電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録されているデータ等）は有効期限が存在することから、長期的な署名の有効性を担保するうえでは、何らかの措置が必要と考えられている<sup>8</sup>。

保管証書遺言の要件は、真正性、真意性、熟慮性の観点から分類すると、いずれも、自筆や押印などの自筆証書遺言における要件と同様、遺言の真正性を担保するうえで有効とされている。保管証書遺言の特徴でもある、③全文の口述は、遺言者が遺言の内容を理解しているかどうかを確認するという観点で設けられている側面もあり、遺言の真意性、熟慮性を担保するうえでも機能していると考えられる。

## 保管証書遺言作成のプロセス

以下では簡単に、保管証書遺言を作成する場合の流れを、順を追って説明していく。

### 遺言の作成

保管証書遺言の全文を作成する際には、最終的な保管形式に依らず、自筆とデジタル機器を用いた作成の、いずれの方法も選択することができる。一方、署名に関しては、遺言を保管する形式によって方法が定められており、遺言を書面で保管する場合には自筆による署名、電磁的記録で保管する場合には電子署名が求められる。これらを踏まえて、保管証書遺言の作成の手順をまとめると、以下の図表のようになる。

<sup>8</sup> 法務省「法制審議会民法（遺言関係）部会第13回会議」（2025年10月21日）[議事録](#) p.23 戸田委員発言

図表 5 保管証書遺言の作成の流れ

①保管形式を選ぶ	②遺言内容を作成する	③署名する
電磁的記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁的記録で作成する</li> <li>・自筆したものをスキャンデータ化</li> </ul>	電子署名
書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全文自筆する</li> <li>・電磁的記録で作成、プリントアウトする</li> </ul>	自筆で署名

(出所) 法制審議会民法（遺言関係）部会「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案」（2026年1月20日）より大和総研作成

図表 5 で示しているように、遺言の全文をデジタル機器で作成した場合だけでなく、遺言の全文を自筆したうえで、それをスキャンデータ化する場合など、遺言の最終的な保管形式として電磁的記録を選択するときには、電子署名が求められる。逆に、遺言を書面で保管したいが、遺言の内容を自筆したくない場合には、全文をデジタル機器で作成したうえでプリントアウトし、署名のみ自筆で行えばよい。

なお、身体的な制約等により遺言書を自筆したり、署名したりすることが難しい場合には、PC などの電磁的記録で遺言の全文を作成し、氏名も含めて印字したうえで証書を遺言書保管官に提出すれば、その旨が遺言書保管ファイルに記録され、署名要件を満たした遺言書として取り扱われる。

#### 保管の申請（本人確認）

遺言者は、作成した遺言を遺言書保管所<sup>9</sup>たる法務局に提出する際、原則出頭が求められる。しかし、保管証書遺言制度では、この手続きをウェブ会議で行うことを申請できる。なお、申請が認められるのは身体的な制約がある場合等に限らない<sup>10</sup>と考えられている。

また、遺言者は証書の保管申請にあたり、申請人が遺言者本人であることを示すために顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供が求められる。要綱案によると、マイナンバーカードが主に想定されているが、運転免許証等でも問題ないと考えられる。

#### 保管の申請（全文の口述）

遺言者は、遺言書保管官の前で、証書に記載された、財産目録以外の遺言の全文を口述する。他人による偽造が容易なデジタルデータによる作成を認める以上、遺言者本人が遺言の内容を理解していることを担保するために、口述が必要だと考えられている<sup>11</sup>。

#### 遺言の保管

保管の申請が受理されると、保管証書遺言書は、書面の場合は遺言書保管所の施設内に、電磁的記録の場合には遺言書保管ファイルに、遺言の内容に加えて、遺言者本人のデータや遺言

<sup>9</sup> なお、遺言書保管所は遺言者の住所地、本籍地、または、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかの場所を管轄する法務局とされる。

<sup>10</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会「法制審議会民法（遺言関係）部会第 14 回会議」（2025 年 11 月 18 日）[議事録](#) p. 13 小原委員発言

<sup>11</sup> 口述を要する理由については、法務省民事局参事官室「[民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明](#)」（2025 年 7 月）p. 8 を参照。

執行者、受遺者のデータ等が記録される。

## 見直しに関する考察

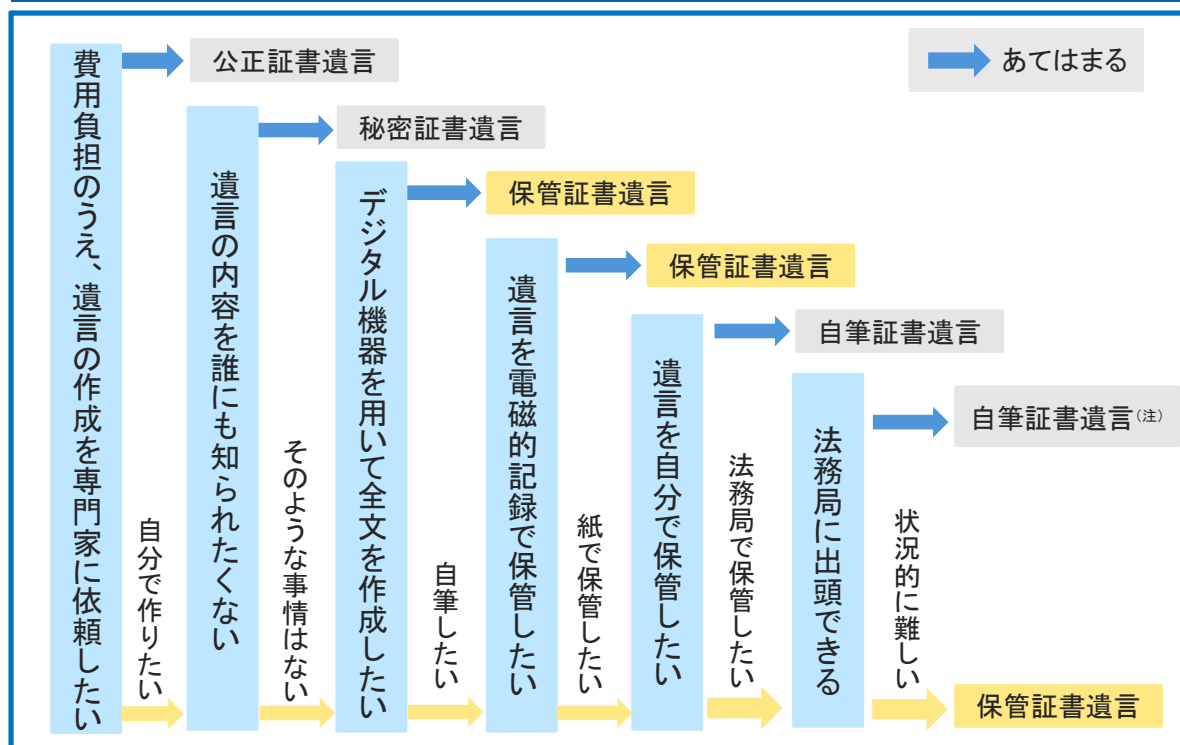
### 保管証書遺言と既存の遺言（自筆証書遺言・公正証書遺言）の違い

保管証書遺言は、自筆証書遺言書保管制度を利用した場合の自筆証書遺言と似ているが、全文の自書を要さずに遺言を作成することができる点、法務局に出頭しなくても保管の手続きを行える点などに違いがある。一方で、公正証書遺言と保管証書遺言は、選択的な関係にあると考えられる。遺言を作成する費用と、内容によって遺言が無効になるリスクはトレードオフの関係にあるといえるためである。

### 保管証書遺言はどのような遺言者のニーズを満たすか

保管証書遺言が、どのようなニーズを持った遺言者にとって、適した制度になるのかを図表6でおおまかに示した。ただし、この図表は遺言書を作成・保管するという観点から、遺言者のニーズを満たしうる方式を示しているにとどまり、遺言者に特定の方式の選択を強制するものではない。また、遺言の具体的な内容や本人の意思など他の条件によっては、この図表で示されるものとは異なる方式がより適している場合もある。

図表 6 作成・保管方法等に関するニーズに応じた遺言の方式の分類



(注) この注付きの自筆証書遺言は、「自筆証書遺言書保管制度を利用した自筆証書遺言」を指す。

(出所) 各種資料より大和総研作成

以上を踏まえて、保管証書遺言は具体的にどのような状況にある人にとって適した方式となるか、二つの例を挙げて説明する。

### ①自分で作成した遺言を確実に保管したいが、現行の保管制度を利用するのが難しい場合

保管証書遺言は、保管の申請をウェブ会議などによって行うことが認められている。法務局に直接赴くのが難しい人々の遺言作成・保管のハードルを下げるのが期待される。

### ②遺言を自分で作成したいが、自筆する負担が大きい場合

保管証書遺言は、遺言を自分で作成したいが、病気など身体的な制約により自筆することが難しい遺言者にとって、有用な制度であるといえる。デジタル機器を利用して遺言を作成できるだけでなく、保管の際にもウェブ会議の利用が認められるため、自宅から移動せずに遺言を作成し、保管することができる。

また、遺言の内容が複雑で長文になるケースにも保管証書遺言は適しているといえる。相続人が多い場合、財産の分配を細かく指定すると遺言の内容は複雑になる。デジタル機器を用いて遺言を作成すると容易に修正を行えるため、書き損じによって遺言が無効になるリスクを大きく下げられる。

## 諸外国の制度との比較

日本の遺言制度のデジタル化は、諸外国における遺言制度を参照しながら検討が進められてきた。以下では、デジタル機器を利用して作成される遺言を制度化している国の事例を紹介し、日本の保管証書遺言制度の特色を捉える。

### 米国・カナダの電子遺言

米国とカナダでは、一部の州で電子遺言制度が導入されている。一般に、文章として読み取ることが可能な電子記録の形式を想定しており、録音や録画による遺言の作成は認められていない。

この2カ国では、2人以上の証人の立会いの下で遺言を作成する認証遺言が普及していることから、電子遺言は、遺言者とその場に立会って確認を行った2人以上の証人が署名<sup>12</sup>を行うことで認証される、電子的な記録によって作成・保存される遺言とされている。

電子遺言の作成にあたり、証人がオーディオ・ビデオ通信などの電子的な方法によって立会う際の要件には、図表7の通り、州ごとに違いが見られた。

---

<sup>12</sup> なお、遺言への署名は遺言者本人でなく、遺言者立会いの下で、遺言者の指示によって他の者が代わりに行うことも含まれており、これについても電子署名が認められる。

図表 7 電子遺言に関する米国・カナダの各州における「電子的な立会い」の主な要件

州	要件
アリゾナ	証人が米国内に「物理的に」存在すること
イリノイ	特になし
インディアナ	弁護士 <sup>(注1)</sup> による監督と、順守宣誓供述書への署名
ネバダ	特になし <sup>(注2)</sup>
フロリダ	公証人の監督を受けること
ブリティッシュコロンビア (加)	特になし
サスカチュワン (加)	2人の証人のうち少なくとも1人は弁護士であること

(注1) 弁護士だけでなく、弁護士から指示を受けたパラリーガルによる監督、署名も認められる。

(注2) ネバダ州法では、遺言者の認証特性（指紋や網膜スキャンなど、その人固有の特徴を用いた商業的に合理的な認証）があれば証人や電子公証人の電子署名等も不要になる。

(出所) 商事法務研究会「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」（2024年3月）より大和総研作成

なお、米国やカナダの電子遺言制度の下で求められる電子署名<sup>13</sup>は、日本法における電子署名と異なり、電子証明書の発行を要さない。米国の統一電子遺言法において、署名とは、遺言を認証する意図で作成され、添付がされる形のあるシンボルであり、タブレット端末にタッチペンなどで入力したものや、PCによって入力したもの、コピー&ペーストしたものもすべて電子遺言の署名に該当する<sup>14</sup>。

先述の通り、北米地域の電子遺言は、証人の立会いの下で作成される認証遺言を参照した制度であり、遺言の作成が遺言者のみで完結する自筆証書遺言を基にした日本の保管証書遺言制度とは、遺言に関する概念の基礎が大きく異なるといえるだろう。

### 韓国、中国の録音・録画形式の遺言

韓国と中国<sup>15</sup>では、いずれも録音・録画形式による遺言の作成が認められている。韓国では、証人が、証人の氏名等を口述すること、中国では2人以上の証人が氏名又は肖像、及び年月日を記録することがそれぞれ求められている。

録音・録画はスマートフォン等を使用すれば手軽に行えるが、一方で、言い間違いや機械のトラブル、遺言を記録したファイルの複製や改ざん等のリスクを伴うことから、総じてみれば他の方式と比べて遺言の安全性や信頼性が高いとは限らないと考えられているようである。

要綱案では、死亡危急時遺言や船舶遭難者遺言など、極めて緊急性の高い状況下に限定して、録音や録画による遺言の作成を認めることとしている。審議会では、録音や録画による遺言が送信された先で偽造が容易に行われる可能性などが指摘<sup>16</sup>されたが、必要性の高い場面に限って、証人も保管も要しない新たな方式による遺言を導入し、運用の中で問題点に対応していく

<sup>13</sup> なお、イリノイ州法における電子署名は、電子記録が特定の者のものであることを確認することなど、州法で定められたセキュリティ上の手続きが必要となる点で特徴的である。

<sup>14</sup> なお、アリゾナ州では、遺言作成時点において最新の遺言者の政府発行身分証明書のコピーが求められている。これは遺言の真正性を担保する要件として求められているといえるだろう。

<sup>15</sup> 商事法務研究会「[デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書](#)」p. 62以降を参照。

<sup>16</sup> 前掲脚注5 [議事録](#) p. 26 戸田委員発言

方向性<sup>17</sup>が示された。

なお、中国ではプリントアウト形式による遺言も認められている。二名以上の証人の立会いの下で、遺言者と証人が遺言書の各ページに署名し、作成した年月日を記載することが求められる。これは、デジタル機器を用いて内容を作成し、プリントアウトしてから自筆で署名するという点で、書面で遺言を保管する保管証書遺言と似ているが、遺言の保管が要件ではないこと、証人の立会いと署名が求められることなどに違いが見られる。なお、中国では、電子署名を用いて遺言を作成することが禁止されている。

## おわりに

要綱案では、遺言のデジタル化を企図した案が複数挙げられた。中でも保管証書遺言制度の制定は、自筆証書遺言制度の利用が多い日本独自の方法による遺言のデジタル化であるといえる。

保管証書遺言は、保管制度の利用が求められることにより、自筆証書遺言と比べて遺言書の紛失が起きたり、署名や日付の記入漏れのために遺言書が無効になったりする可能性が低くなる<sup>18</sup>と考えられる。さらに、口述の手続きによって遺言の内容に関する誤りについて遺言者が気付きやすく、有効な遺言書が作成・保管される可能性を間接的に高める効果もあるといえるだろう。ただし、保管証書遺言制度はあくまでも遺言の作成を遺言者に求めており、遺言の内容まで保管の際に確認されるものではないことには注意が必要だ。

とはいえ、日本において、従来の自筆証書遺言よりも手続き的負担が少なく、公正証書遺言よりも金銭的負担が軽減された方法による遺言書の作成が可能になることは、国民による遺言の利用を促進するという観点からは一定程度有意義であると考えられる。保管証書遺言制度がどのように整備され、運用されるかについて今後も注目したい。

---

<sup>17</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会第17回会議（2026年1月20日）[議事録](#) p.13 大村部会長発言

<sup>18</sup> 「[民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案](#)」 p.2 及び p.3（注5）を参照。保管証書遺言書を書面の形で保管申請する場合、無封の状態での提出が求められる。そのため、署名や日付の記入がない遺言書は要件を満たさないとして保管の申請手続きが受理されないと考えられる。

---